

前回に続いて、半藤氏の「昭和史」で今回はその戦後編である。その中から、「日本国憲法の成立に至るまで」の話を中心に、見ていくこととした。

昭和20年（1945）8月15日昼の天皇放送によって、日本は終戦を迎えた。その年の8月28日アメリカの第一陣が日本に上陸し、マッカーサーがやってきたのである。

その後、9月10日に主要戦犯容疑者39名の逮捕に始まり、東京裁判へと続く。そんな中注目すべきことは、マッカーサーと昭和天皇は11回も会談しているのである。それも通訳を入れて二人だけでの会談である。天皇との会談は、日本に対する理解と占領政策や天皇の戦争責任及び憲法改正問題にも影響を与えたようである。

昭和20年10月4日近衛国務大臣とマッカーサーが会談したとき、憲法改正と現行選挙法の改正を要求され、これが憲法改正のきっかけとなった。そして、近衛国務大臣は自分がその委任を受けたと思い込んだ。

その翌日東久邇（ひがしくに）内閣は総辞職したため、憲法改正問題は、次の幣原内閣が引き継ぎ、憲法問題調査委員会を発足したが、GHQの要請がきっかけであることなどから、何としても新たな憲法を作るという熱意と理想がなかったのである。

一方、マッカーサーに直接要求された元国務大臣の近衛氏は、とにかく大臣を辞めてもこれに専念するとし、京大の佐々木博士に依頼し、憲法改正草案の作成を進めたのである。

そして、政府側の草案作成が進まないなか、佐々木博士側は草案をまとめたのである。日の目を見なかったのであるが、もしこれが具体化していれば、ことによっては後に押し付けなどといわれるような事態になったかどうか。歴史に「もしも」はないとはいえ、少し残念な気持ちが残るとしている。

政府の憲法問題調査委員会の審議は、天皇の地位をどうするかで意見がまとまらず、また、言葉のいいまわしなどで議論が紛糾し、結局、決議保留となってしまった。ここで、なんとしても決めようとする熱意がなかったのである。

一方、アメリカは、マッカーサーに天皇を裁判にかけるかどうか、日本の状況を調査するよう指示されており、その返答に「天皇は全ての日本人を統合するシンボルであり、裁判にかけた場合の影響はいかに大きい」を説いていたのである。その結果、昭和21年（1946）1月にマッカーサーからアイゼンハワー参謀長に「天皇に戦争責任はない」と報告したことにより、アメリカでは「天皇の戦争責任を追及しない」方針がほぼ確定した。

そのような中で、1946年2月1日毎日新聞が政府の憲法改正草案を報じたのである。1条、2条、4条の天皇の位置づけを読んだマッカーサーは、今の日本の委員会では改革を望めないと判断した。新しい日本を作る熱意と理想に欠けており、国家事業としての意識に欠けていると考えたのである。また、GHQ側では、天皇の地位や民主的改革を実現させるための憲法改正を早急に行い、その内容は連合国側の極東委員会が受け入れられるものにする必要があった。

日本に憲法改正を任せておけないと考えたマッカーサーは、GHQの民生局にマッカーサー3原則を軸に草案を作らせることとした。その三原則とは

- ① 天皇は国の元首の地位にある（その後変更）
- ② 国権の発動による戦争は廃止する（軍隊を持たない）
- ③ 日本の封建制度は廃止される。

2月4日、GHQのホイットニー准将以下民生局メンバーが憲法改革案を作ることになり、2月12日までに草案が完成し、マッカーサーに承認を得た後、日本側に提示した。

2月19日、GHQの憲法改正草案を閣議に報告したが、意見がまとまらず空転した。

2月21日、幣原首相が憲法改正についてマッカーサーと会談し、48時間以内に回答せよと迫られた。幣原首相は、「戦争放棄」について、日本が先頭に立って戦争放棄と叫んでも、世界中誰もついてこないのではないかと言ったようである。やはりこの憲法9条はマッカーサーの信念を通したと思える。

幣原首相は、内閣に「天皇に主権はない」「戦争は放棄する」の2点は変えられず、他の部分を日本の意向によって修正するよう要請した。

旧憲法の改正は、天皇の命令が必要なため、天皇に報告した。「天皇は象徴」「主権在民」「戦争放棄」の3原則を説明した。天皇はこれを全面的に支持し「自分は象徴でいいと思う」と言った。天皇の承認で、憲法改正は動き出した。

昭和21年、幣原内閣は退陣し、5月に吉田茂が首相に就任した。吉田首相は、天皇の象徴規定以外に天皇制を守る道はないと考え、議会で猛反対されても受け入れるしかないと観念し答弁した。そしてGHQの3原則は守られながら、審議決定され、議会で可決された。

昭和21年（1946）11月3日「日本国憲法」が公布され、翌昭和22年（1947）5月3日に施行された。